

木戸川釣り愛好会 規約

第一章 総則

第一条（名称）

この団体は「木戸川釣り愛好会」(以下「会」という。)と名称する。

第二条（事務所）

会の事務所は、福島県 双葉郡 楢葉町 大字 前原字 中川原 68
木戸川漁業協同組合事務所（以下、「漁協」という。）に置く。

第三条（活動目的）

この会の目的は、木戸川・井出川での魚釣りを通じて各自技量・精神的の向上及び、他の釣り人との相互交流を図ることを目的とする。）

第二章 参加資格・入会・退会

第四条（参加資格）

本会は釣りが好きな者、興味がある者で構成され、
参加資格は携帯電話を個人保有し、
釣り人としてのルール・マナーを守れる人とする
国籍、居住地、経験の有無は一切問わないものとする。

第五条（入会・退会）

本人の意思によって入会することができ、
退会時は本人の申し出によってなされる。
又、会員が以下に該当する行為を行った場合は、副会長の総意を以って、
退会を要求することができる。

福島県内水面漁業調整規則における禁止事項及び、
各河川での禁止漁法・事項に指定されている行為。
例会中での過度の暴言及び暴力行為。
その他釣り人として相応しくない行為。

第三章

第六条（会費・財産）

この会は、会員の会費、年 1.000 円によって運営するが、財産（この会名義の貯金）については、共有財産とし、会員の共有持分権、分割請求権はないものとする。

また、途中退会などによる返金は受け付けないものとする。

釣りアドバイザーの会費については、これを徴収しないものとする。

第七条（責任）

会は、会で行うすべての行事に対して、会員及び同伴者の安全に十分配慮するが、各活動への参加は、会員及び同伴者の自己判断を原則とし。

万一の事故・釣り具の紛失・破損に対し。

その責任は、参加者自身に帰するものとする。

上記に伴い、会では各自の判断で「釣り保険」にはいることを推奨するものとする。

第四章 役員

第八条（役員役職）

この会に、次のとおり役員を置くものとするが、必要に応じて総会の議決を経て役員の人数を変更、または新規に設立することができる。

ただし、会長は一名とする。

会 長	1 名
副会長（エリア支部）	若干名
事務局	若干名
釣りアドバイザー	若干名

第九条（役員任命）

会 長

会長は原則として木戸川漁協代表理事（以下、組合長）が就任するものとする。

副会長（県支部代表者）

副会長（各エリアの代表者）はそのエリアの有志の者とする、

副会長については、数名の立候補者が出た場合において立候補者の

話し合いの下、決定する。

また、立候補者が不在の場合は、会長が指名し、
本人の同意を以って、就任するものとする。

事務局

原則として漁協職員が就任するものとする。

釣りアドバイザー

会長、副組合長の協議の上、候補者の同意を得て
これを就任するものとする。

第十条（役員・事務局の義務）

会 長

会長は本会を代表し会務を統括するとともに、
他の役員と相互協力のもと、円滑な会の運営に努める。

副会長

副会長は各支部を統括するとともに
他の役員と相互協力のもと、円滑な会の運営に努める。

事務局

事務局は会の会計、連絡業務を管理し、総会の書記業務と
会の総務全般を行うものとする。

釣りアドバイザー

釣りアドバイザーに就任したものは、イベント時等に
釣り初心者や場所に不慣れな者がいたときに、アドバイス。
また、指南を行うものとする。

第十一条（役員の任期）

役員の任期は一年とし、再任は妨げないものとする。

また、欠員が生じた場合は補充を行うことができると同時に、
後任者の任期は前任者の残任期とする。

第五章 総会

第十二条（通常総会・臨時総会の開催）

通常総会は年一回、会長、副会長の協議の上、招集する。

臨時総会は会員の半数以上より要求があったときに、

臨時総会を招集することができる。

総会は出席会員（委任状提出者を含む）が過半数を越えた場合のみ、
成立とするものとする。

第六章 会計及び監査

第十三条（運営経費）

経 費

本会の運営経費は、以下のもので支弁する。

会員の年会費及び参加費

臨時会費

寄付金・助成金・補助金

第十四条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日から3月末日とする。

第十五条（監査）

本会の会計監査は事務局より、会長・副会長へ監査資料を提出し、
これを執り行うものとする。

第六章 解散

第十六条（会解散時における予算の消費について）

本会が何らかの都合により、解散、消滅する際は、
会で購入した物品等を売却した上で、
残りの会予算と共に、解散決定時での会全員で均等に振り分け
各自の口座に振り込み手数料を引いた額を分配する。
口座が無いものに対しては、現金書留で送料を引いた額を送付する。
また、連絡が取れない者はこの権利を放棄したものと見なし、
その金額については、河川への稚魚放流費に充て、これを以って完了とする。

第六章 付則

第十七条（規約変更）

本規約の変更・修正は、総会及び臨時総会において出席者の過半数の賛成があれば、
変更できるものとする。

第十八条（細則）

本規約の施行について必要な事項があれば、会長、副会長の話し合いの下、
決定した事項を別途に定めるものとする。

第十九条（施行期日）

本規約は、木戸川釣り愛好会規約として、平成 22 年 3 月 2 日から施行する。

木戸川釣り愛好会 会長 渡邊 征